株主各位

富山県富山市流杉255番地

エヌアイシ・オートテック株式会社

代表取締役会長 西川 浩 司

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月21日(金曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年6月22日 (土曜日) 午前10時 (開場午前9時)
- 2. 場 所 富山県中新川郡立山町塚越字鍋田398番地176 エヌアイシ・オートテック株式会社 立山工場
- 3. 目的事項

報 告 事 項 第48期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第 1 号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

[◎] 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が 生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.nic-inc.co.jp/)において、修正後の事項を掲載 させていただきます。

第48期 期末配当金のお知らせについて

2019年5月10日開催の当社取締役会において第48期の期末配当金は、1株当たり20円を、2019年6月24日(月曜日)を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

期末配当金に関する重要書類は、2019年6月22日(土曜日)に発送の第48期定時株主 総会決議ご通知に同封いたしますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 5 名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役 1 名を増員し、取締役 6 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数			
1	【再任】 にしかわひろ し 西川浩司 1956年1月8日生	1980年4月 株式会社不二越 入社 1986年4月 当社 入社 1992年6月 当社 取締役 1997年7月 当社 代表取締役専務 1999年8月 当社 代表取締役社長 1999年10月 株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役(現任) 2008年4月 当社 代表取締役社長 管理本部長兼経営企画室長 2011年6月 当社 代表取締役社長 経営企画室長 2014年5月 当社 代表取締役会長 CEO(最高経営責任者)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役	3, 704, 900株			
	【取締役候補者とした理由】 西川浩司氏は、代表取締役として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対す・監督など当社の企業価値向上に資するべく役割を務めております。今後においても更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたものであります。					
2	【再任】 だしかわ たけし 西川 武 1947年2月12日生	1968年4月 クレト商会 入社 1985年4月 当社 入社 生産管理課長 1987年7月 当社 取締役 生産管理部長 1998年10月 当社 常務取締役 2004年11月 当社 常務取締役 クレト商事本部長 2006年6月 当社 取締役副社長 クレト商事本部長兼商事部長 2009年10月 当社 取締役副社長 営業・製造統括 2012年6月 当社 取締役副社長 営業・製造・技術統括 2014年5月 当社 取締役社長(現任) 2015年1月 NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd. 取締役(現任)	50, 000株			
_	の発揮により、グロ	(重要な兼職の状況) NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. 取締役 た理由】 Eにわたり営業及び製造部門の統括経験より培われた豊富な知見と実績に基づくリローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と取締役会の意思決定機能の開業者としたものであります。				

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	リーダーシップの発	1984年5月 株式会社クレト 入社 1985年4月 当社 転籍 1991年4月 当社 設計部長 1996年6月 当社 装置営業部長 2004年6月 当社 設計部長 2006年6月 当社 教行役員 設計部長 2007年6月 当社 取締役 技術本部長兼設計部長 2009年10月 当社 取締役 営業部長兼入F営業グループ長 2012年6月 当社 取締役 営務執行役員 営業部長兼入F営業グループ長 2015年1月 NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd. 取締役(現任) 2015年4月 当社 取締役 常務執行役員 営業部長兼業務グループ長 2017年6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業部長兼業務グループ長 2017年6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業部長兼業務グループ長 2018年4月 当社 取締役副社長 執行役員 営業部長(現任) (重要な兼職の状況) NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd. 取締役 た理由】 「種装置製作における設計及び営業責任者を歴任し、営業部長として豊富な知見と実 と選押により、グローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と取締役会の意思 にめ、取締役候補者としたものであります。	
4	シップの発揮により	1991年1月 当社 入社 1996年4月 当社 生産管理課長 2002年4月 当社 生産管理課長 2004年6月 当社 取締役 設計・製造本部長 2007年6月 当社 取締役 製造本部長 2009年10月 当社 取締役 製造部長兼調達グループ長 2012年6月 当社 取締役 製造部長兼調達グループ長 2014年5月 当社 取締役 常務執行役員 製造部長兼調達グループ長 2016年4月 当社 取締役 常務執行役員 製造部長兼調達グループ長 2017年6月 当社 取締役 常務執行役員 製造部長 2017年6月 当社 常務取締役 執行役員製造部長 (現任) た理由】 長年にわたり製造部門を統括し、製造部長として培われた豊富な知見と実績に基づ 、グローバル戦略の実現を図るとともに、提案力強化を通じた企業価値向上と取締 明待されるため、取締役候補者としたものであります。	

候補者番 号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	【再任】 の むらりょういち 野村良一 1961年6月17日生	1985年4月 当社 入社 1998年10月 当社 開発部長 2006年6月 当社 執行役員 開発部長 2009年10月 当社 執行役員 技術開発部長 2012年4月 当社 執行役員 技術開発部長兼開発グループ長 2012年6月 当社 取締役 執行役員 技術開発部長兼開発グループ長 2014年4月 当社 取締役 執行役員 技術開発部長 2015年6月 当社 取締役 執行役員 技術開発部長 2017年6月 当社 取締役 執行役員 技術開発部長兼開発グループ長 2017年6月 当社 常務取締役 執行役員技術開発部長兼開発グループ長 (現任)	3,200 株
	と実績に基づくリー	た理由】 長年にわたり開発部門を統括し、各種装置の設計及び新製品の開発によって培われた -ダーシップの発揮により、グローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と どが期待できるため、取締役候補者としたものであります。	
6	【新任/社外】 〔独立役員(予定)〕 こいけしげま 小池茂雄 1951年8月26日生	1975年4月 株式会社住友銀行入行(現 株式会社三井住友銀行) 1989年8月 同行ニューヨーク支店上席代理 1992年1月 同行ニューヨーク支店副支店長 1996年7月 同行六本木支店長 1999年4月 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社(注) ストラクチャード・ファイナンス共同部長 2005年4月 同社執行役員 新規公開担当 2008年4月 同社取締役 M&A 担当 2009年7月 同社常務取締役 M&A 上席担当 2009年9月 株式会社三井住友銀行 投資銀行統括部参与 2010年4月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC 日興証券株式会社) 専務執行役員 2015年12月 株式会社ランドビジネス社外取締役 (重要な兼職の状況) 2018年5月 株式会社ABC店舗 社外監査役 2018年12月 株式会社ネオキャリア 社外取締役 (注) 大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社は、2001年4月大和証券エスエムビーシー株式会社、2010年1月大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社へ商号変更しております。	— 株
	小池茂雄氏は、金で、適切な判断をし	『としに理由』 金融機関及び証券会社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正かつ客 していただき、取締役会の意思決定及び業務執行の監督等に貢献していただくため、 Dに遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者西川浩司氏は、当社の経営を支配している者であります。
 - 3. 小池茂雄氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
 - 4. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 社外取締役候補者の独立性について
 - ① 小池茂雄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ② 小池茂雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 小池茂雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④ 小池茂雄氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款第30条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、ただし、その職務の 執行において善意でかつ重大な過失でないときは、当該社外取締役の賠償責任は、会社法第425条第1項に定める最低責任 限度額を上限として賠償する責任を負うものとする責任限定契約であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2018年6月23日開催の第47期定時株主総会において選任いただきました補欠監査役奥村周市氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		
おく むら しゅう いち 奥 村 周 市 1952年9月29日生	1971年4月 熊本国税局総務部 1972年3月 東京国税局総務部 1984年7月 東京国税局直税部法人税課 1986年2月 国税庁直税部法人税課 1990年7月 東京国税局総務部 1992年8月 奥村周市税理士事務所代表(現任)	— 株	

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

奥村周市氏につきましては、同氏の長年の国税庁勤務や税務経理事務所代表の経験・知識等に基づき、税理士として 培われた専門性を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任を お願いするものであります。なお、同氏は税理士事務所代表となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はあり ませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務は適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 奥村周市氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
 - 3. 社外監査役候補者の社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
 - (1) 社外監査役候補者の独立性について
 - ① 奥村周市氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 - ② 奥村周市氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 奥村周市氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ④ 奥村周市氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - (2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款第44条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、ただし、その職務の 執行において善意でかつ重大な過失でないときは、当該社外監査役の賠償責任は、会社法第425条第1項に定める最低責任 限度額を上限として賠償する責任を負うものとする責任限定契約であります。

以上

事 業 報 告

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ユーロ圏諸国においては内需が堅調に推移したものの、英国のEU 離脱問題が懸念材料となって輸出に伸び悩みが見られ、また、中国経済は個人消費の落ち込みや設備投資の 停滞等によって成長率が鈍化する状況となりました。しかしながら、米国では良好な雇用環境や企業収益の 改善などを背景に、着実な回復が続いたことにより、世界経済全体としては、総じて緩やかな回復が見られま した。

わが国経済は、良好な企業収益や雇用環境を背景に緩やかな回復基調で推移いたしましたが、年度後半より 米中貿易摩擦の影響等によって成長ペースが弱含みとなり、先行き不透明感が強まる状況となりました。

当社グループとしては「倍増計画」 (2016 年度から 2020 年度までの5ヵ年を期間とする中長期経営計画) の達成に向けて、毎年、様々な施策を講じており、その中でも 2017 年度は、FA装置等の受注拡大を図ることを目的に、新工場〔立山事業所(富山県中新川郡立山町)〕を新設し、また、関東を中心とした東日本のお客様へのサービス向上及び海外のお客様からのニーズにも迅速にお応えできる体制にすべく、アルファフレームシステムの出荷工場(アルファフレーム北関東)を埼玉県に開設いたしました。

さらに、当連結会計年度では、東海地区のお客様へのサービス向上及びさらなる受注拡大を図るため、FA 装置等の製作のみならず、アルファフレームシステムの出荷業務も担う工場として、愛知県内に新たな工場 (愛知事業所)建設を計画し、2019年9月の稼働開始に向けて建設工事を進めております。

このように当社グループは、業容拡大に向けて積極的な投資を始めとする様々な施策を講じており、生産設備の拡充と技術者の増員・増強に注力し、「倍増計画」の達成を見込んでおります。

このような状況のもと当社グループでは、FA装置(FA: Factory Automation/「自動化・省力化装置」をいう。)及びロボット関連機器等にも使用される当社主力製品『アルファフレームシステム』の売上高が、順調に推移いたしましたが、前連結会計年度まで極めて好調であった有機ELやLCDといったフラットパネルディスプレイ(以下、「FPD」という。)製造設備関連企業からの受注は、設備投資が一時的な調整局面を迎えたことにより、前年の水準を下回る状況となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、8,715 百万円(前期比 94.1%)、営業利益は、738 百万円(前期比 71.7%)、経常利益は 746 百万円(前期比 72.3%)、親会社株主に帰属する当期純利益は、492 百万円(前期比 70.8%)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

◆ アルファフレーム部門

アルファフレーム部門におきましては、設計サポートサービス「カクチャ[™]」及び組立作業の省力化を可能とする「マーキングシステム[™]」を活用し、アルミニウム合金製構造材の付加価値を高めることで、競合他社と差別化を図る提案営業を引き続き展開いたしました。

ロボットを含む一般のFA設備に対して継続的な投資がなされていることから、一般顧客向けの販売が好調に推移し、特に「カクチャ™」及び「マーキングシステム™」を活用した案件は分野を問わず活用が出来ることから市場が広がっており、売上高は継続的に伸長いたしました。一方、前連結会計年度、好調であったFPD製造設備関連企業の設備投資は、一時的な調整が生じている状況により、これら企業からの案件減少が影響し、全体の売上高としては前年度を下回る状況となりました。

この結果、当部門の売上高は5,158百万円(前期比94.0%)となりました。

◆ 装置部門

装置部門におきましては、引き続き当社グループの技術力を活かした質の高いFA装置の提案活動を推進いたしました。

自動車部品製造企業向け設備として、洗浄装置及び検査装置を中心に継続的な受注確保に加え、部品の組立 ラインの受注も確保し、FA装置関連の売上高が大幅に伸長いたしました。一方、FPD業界向けクリーンブ ースの受注は、アルファフレーム部門と同様に好調であった前連結会計年度に対し当連結会計年度では同業界 の設備投資に一時的な調整が生じている状況となりました。

この結果、当部門の売上高は2,188百万円(前期比98.9%)となりました。

◆ 商事部門

商事部門におきましては、工業用砥石、油脂類等の消耗品関係及び工具関係等の受注を、前連結会計年度と 同水準で確保いたしました。

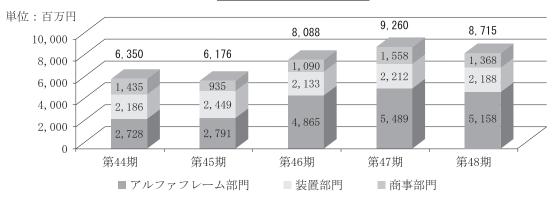
機械設備関係については、旺盛な需要が続く機械メーカーの納期の長期化等によって、売上計上時期が来期へずれ込むという影響、及び先々の計画はあるものの目先の計画の見合わせ等もあり、全体の売上高は好調であった前連結会計年度を下回る状況となりました。

この結果、当部門の売上高は1,368百万円(前期比87.8%)となりました。

セグメント別売上高

				第47期		第4	8期	増	減	
	区 分		分	2018年3月期		2019年3月期) PE 1/M		
				売上金額	構成比	売上金額	構成比	売上金額	前期比	
アル	/ファフ	レーム	部門	5, 489, 430	59.3%	5, 158, 416	59.2%	△ 331, 013	94.0%	
装	置	部	門	2, 212, 785	23.9%	2, 188, 161	25.1%	△ 24,624	98.9%	
商	事	部	門	1, 558, 562	16.8%	1, 368, 612	15.7%	△ 189, 949	87.8%	
	合	計		9, 260, 778	100.0%	8, 715, 190	100.0%	△ 545, 587	94.1%	

セグメント別売上高推移



(注) 当社は、第45期より連結計算書類を作成しております。上記の業績数値に関しましては、比較有用性の観点から第45期以降のセグメント別売上高と、第44期のセグメント別売上高との増減比較の推移を表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は 612百万円であり、その主なものは、愛知事業所建設に関わるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において新たな資金調達はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当連結会計年度において該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 当連結会計年度において該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

国内の製造業においては、世界経済の堅調な推移によって全般的に企業収益及び雇用情勢が改善傾向となり、設備投資の足取りもしっかりとしてきておりますが、労働需給がさらに逼迫する中、賃上げが進んでいくものと予想されます。このような状況を踏まえ、製造業各社は、製造プロセスの革新による高品質かつ安定的な生産と製造原価低減を目的として、更には今後、重要度が高くなると考えられる労働力不足の解消のため、自動化・省力化設備の導入、生産活動の海外シフトを踏まえた生産体制の見直しが活発な状況となっており、当社グループを取り巻く事業環境も日々刻々と変化しております。

当社グループは、コスト競争力・収益力をより強固なものとし、多様化するお客様のニーズに対して柔軟

かつタイムリーに対応する、環境変化に強い企業体質づくりを当面の課題として捉えております。

そのために、当社グループの技術力を活かして「製造業の品質向上と合理化に貢献」を当社の使命と位置づけ、以下の具体的なテーマに沿って、課題解決のための施策を着実に実行してまいります。

① 販売戦略の強化

当社グループの主力製品である『アルファフレームシステム』の収益の増加を図るために、お客様の人的 負担の削減と効率化をサポートする『カクチャ™』や『マーキングシステム™』を活用し、設計から組立 までの支援を含めた当社グループの総合的な優位を前面に出した販売戦略を推進しております。これらの サービスは、新しい付加価値の創造としてお客様より高い評価を得ており、リピート注文も増加している ことにより、これらサービスの更なる充実に努めてまいります。

また、海外子会社である NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd. につきましては、タイ王国及び周辺地域の日系企業へ納入した当社グループのFA装置等が多数稼働していることにより、サービスの充実及び拡販を目指し、装置のメンテナンスや現地でのニーズに対し、迅速な対応を可能とする体制の強化を図ってまいります。一方、今後の科学技術の進歩・高度化、省エネ推進による環境技術導入の高まりにより、多岐にわたる産業で、クリーン環境技術の需要が拡大しております。この分野においては、当社特有の高機能なクリーン技術の一層の普及活動に努めてまいります。そして、美観と仕様変更に対するフレキシビリティを兼ね備えた『アルファフレームシステム』に洗浄・検査・搬送・梱包の各分野において蓄積された多くのコアとなる機械要素技術を融合させた製品づくりを目指し、高品質・高付加価値製品の提供に努めてまいります。

② 開発力の強化

当社グループは、お客様のニーズにお応えすべく、製造業の「モノづくり」に貢献する製品を継続的に 提供し、更なる高精度化・高品質化・高付加価値化を達成するために研究開発活動は必須事項と捉えており ます。

付加価値を加えた新製品の継続的な開発は、他社との差別化を図る上で重要であり、次世代を展望した 開発体制の整備は、当社グループの長期的な成長の礎になるものと考えております。

更に、今後の競争を勝ち抜くためには、当社設立時より培ってきた洗浄・検査・搬送・梱包の各分野での 技術力とお客様のニーズを結びつける製品の開発スピードを速める努力が求められております。このように、 研究開発レベルの向上は当社グループにとっての重要課題と位置づけ、より組織的な研究開発体制の強化を 図ってまいります。

ところで、生産工場の自動化は、これまで多くの方策が実施されてきましたが、今後はその延長線上での改善では大きな効果を見込むことができないところまできております。そこで、仕組みのイノベーションとして I o T (Internet of Things/モノのインターネット)を活用し、人と自動化装置の間の柵を取り払った生産管理システムが注目されてきております。具体的には、人共存型の双腕ロボットの活用が高まっていくことが見込まれております。人とロボットが一緒に働く近未来的な生産現場(次世代工場)の環境づくりとして、制御プログラムの構築やロボット作業環境として必要な周辺機器・治具、及びこれらの目的に沿った新しいFA装置や『アルファフレームシステム』を活用したユニット化等の開発に注力してまいります。

③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様からの『高品質・低コスト・短納期』の強い要求にお応えすべく、製造工程の 見直しや外注先との連携等によって、その最適化・効率化を全社的に図り、作業時間短縮や品質向上に向け た生産機械設備の改良・導入を検討し、製造原価及び諸経費の低減活動に取り組み、生産効率を高める作業 環境の整備に注力しております。

具体的な取組といたしまして当社グループは、2015 年度を起点とした 2016 年度から 2020 年度までの 5ヵ年を期間とする中長期経営計画を策定し、その最終連結会計年度における売上高・事業の規模を倍増

する計画を掲げました。

この計画に基づき、FA装置等の更なる受注拡大を目指す重要な拠点として立山事業所を 2017 年6月に新設し、同年7月より稼働を開始いたしました。また、関東を中心とした東日本のお客様へのサービス向上を図ることのみならず、海外のお客様からのニーズにも迅速にお応えすべく体制構築の一環として、海上輸送、航空輸送等の利便性も鑑みて、埼玉県児玉郡に「アルファフレーム北関東」を 2017 年6月に開設し、同年7月より稼働を開始いたしました。

さらに、受注拡大を図る体制として、FA装置等の製作及びアルファフレームシステムの出荷業務を担う 新たな生産拠点として愛知事業所の建設を決定し、2019年9月稼働に向けて工場建設を進めております。

また、社内での業務・生産効率を高めるべく、主力工場の新規機械設備導入や更新、業務環境の改善等にも取り組んでおります。

以上のような施策によって、生産体制の充実を図り、よりコストパフォーマンスに優れた製品群の提供に 努め、お客様の満足度向上を目指してまいります。

④ 人材確保と育成の強化

当社グループは、お客様の多種多様なニーズを先取りし、製品の高精度化・高品質化・高付加価値化を実現することによってお客様からの高い信頼を獲得するためには、高度な技術とサービスを提供することが重要であり、そのためには、「新製品の開発や当社技術力の向上」及び「商品知識や要素技術の習得」ができるノウハウを持った優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。特に業容の拡大を図るには、これら人材が必須となっており、将来を見据えての積極的な採用を図る大幅な増員を計画し、実行しております。また、実践教育を通じて適材適所に要員を配し、専門能力の底上げを図りながら、各部門の継続的な成長を支える人材育成を進めてまいります。

⑤ 管理体制の強化

当社グループは、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、お客様のニーズを捉えた積極的な営業展開を図り、製造原価及び諸経費の低減活動を推進するとともに、開発力及び生産体制の強化を図ってまいりたいと考えております。また、内部統制の管理体制の充実を図り、安全品質管理体制の向上及びお客様の満足度向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	期	別	第45期 (2016年3月期)	第46期 (2017年3月期)	第47期 (2018年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売	上	高	(千円)	6, 176, 962	8, 088, 753	9, 260, 778	8, 715, 190
経	常 利	益	(千円)	565, 737	833, 708	1, 032, 716	746, 710
	上株主に帰属 [、] 期 純 利	する 益	(千円)	363, 630	551, 582	695, 663	492, 371
1 株当	当たり当期純素	利益	(円)	66. 73	101. 23	127.67	90. 36
総	資	産	(千円)	5, 690, 837	7, 214, 958	8, 386, 222	8, 203, 116
純	資	産	(千円)	3, 663, 026	4, 157, 147	4, 631, 834	4, 831, 497

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

 X	分 分	期 ——	別	第45期 (2016年3月期)	第46期 (2017年3月期)	第47期 (2018年3月期)	第48期(当期) (2019年3月期)
売	上	高	(千円)	6, 194, 894	8, 081, 448	9, 259, 861	8, 683, 344
経	常 利	益	(千円)	605, 741	880, 864	1, 088, 010	812, 257
当	期 純 利	益	(千円)	363, 879	598, 595	685, 821	468, 594
1 株	き当たり 当期純	利益	(円)	66. 78	109.85	125. 87	86.00
総	資	産	(千円)	5, 691, 867	7, 248, 550	8, 392, 840	8, 183, 886
純	資	産	(千円)	3, 666, 953	4, 194, 507	4, 653, 576	4, 828, 272

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 - 2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
NIC Autotec (Thailand) 70,000千 Co., Ltd. タイバーツ		99.857%	・アルミ構造材「アルファフレームシステム」の販売 ・F A装置(自動化・省力化装置)の製造・販売

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

	事 業	部門		事 業 内 容
アル	ファフ	レーム	部門	アルミ構造材「アルファフレームシステム」の製造、販売
装	置	部	門	FA装置(自動化・省力化装置)及びクリーンブースの開発・設計・製造・販売
商	事	部	門	工業用砥石、工具・ツール等の消耗品及び工場等の機械設備の販売

(12) 主要な営業所及び工場(2019年3月31日現在)

		富山本社 / 流杉工場	富山県富山市流杉255番地
		東 京 本 社	東京都江東区
		立 山 工 場	富山県中新川郡立山町塚越
M	7 1.	立 山 事 業 所	富山県中新川郡立山町前沢
当	社	愛 知 事 業 所	愛知県名古屋市
		アルファフレーム関西(関西営業所)	大阪府東大阪市
		アルファフレーム九州 (九州出荷センター)	福岡県大牟田市
		アルファフレーム北関東(北関東出荷センター)	埼玉県児玉郡
子会	: 社	NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd.	タイ王国サムットプラカーン県

(13) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
251名	28名増

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員(派遣社員、パートタイマー及びアルバイト)は含んでおりません。
 - 2. 従業員数が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、業容拡大に向けて営業部、製造部、技術開発部ともに、各拠点での中途採用を推進したことによります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	171名 (10名)	21名増(9名減)	39.0歳	8.8年
女 性	71名 (26名)	7名増(2名減)	36.8歳	7.7年
計または平均	242名 (36名)	28名増(11名減)	38. 3歳	8.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 従業員数欄の() 外書表示は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3. 臨時従業員には、パートタイマー、臨時契約の従業員及び派遣社員を含んでおります。
 - 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先の状況

			借		入	先				借入残高
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	646百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度末において該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

20,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式

5,500,000 株

(自己株式 51,381 株を含む。)

(3) 株主数

2,204 名 (前期末比

323 名増)

(4) 大株主

	株	主 名	持 株 数	持株比率
西	川浩	司	3,704,900 株	68.00 %
三	協立山株	式 会 社	202,500 株	3.72 %
エヌフ	アイシ・オートテック行	 详 員持株会	110,800 株	2.03 %
近	藤雅	介	78,000 株	1.43 %
ダ	イドー株	式 会 社	70,000 株	1.28 %
株豆	式 会 社 三 井 住	友 銀 行	50,000 株	0.92 %
西	川 武		50,000 株	0.92 %
植	田 潤 次	郎	45,000 株	0.83 %
中	村隆	_	37,400 株	0.67 %
水	間隆	=	36,200 株	0.66 %

⁽注) 当社は、自己株式51,381株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。 また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度末において該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

地	位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
代表取紀	帝役会長	西川浩司	CEO(最高経営責任者)	・株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役
取締	设 社 長	西川武		・NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. 取締役
取締役	副社長	西尾謙夫	執行役員営業部長	・NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. 取締役
常務」	取締役	土山邦夫	執行役員製造部長	
常務」	瓦 締 役	野村良一	執行役員技術開発部長 兼 開 発 グ ル ー プ 長	
常勤!	监 査 役	藤島敏夫		
監	奎 役	土屋重義		・亜細亜大学法学部 教授 ・雄健工業株式会社 社外監査役
監	奎 役	白石康広		・弁護士 白石綜合法律事務所 代表パートナー ・日立キャピタル債権回収株式会社 取締役

- (注) 1. 監査役のうち土屋重義、白石康広の両氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役土屋重義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役白石康広氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と知見を有するものであります。
 - 4. 監査役土屋重義氏及び監査役白石康広氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 5. 監査役土屋重義氏及び白石康広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
 - 6. 当社においては、意思決定・監督と執行との分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行 役員は5名で、営業部長 西尾謙夫、製造部長 土山邦夫、技術開発部長 野村良一、管理部長 藤井透、技術開発部品証・ 技術管理グループ長 大茂達朗で構成されております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	区 分		支 給 人 員	報酬等の額
取	締	役	5 名	63,600 千円
監	查	役	3 名	22,533 千円
合 [うち社外役員	計	8 名 〔2 名〕	86, 133 千円 〔10, 092 千円〕

- (注) 1. 2013年6月22日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額700,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)とご承認いただいております。
 - 2. 2004年6月23日開催の第33期定時株主総会において、監査役の報酬額は年額30,000千円以内とご承認いただいております。
 - 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は23,400千円であります。
 - 4. 取締役の報酬は、当社の定めによる取締役報酬総額の範囲内で取締役の職務と責任に応じた報酬額を取締役会によって決定しております。
 - 5. 監査役の報酬は、当社の定めによる監査役報酬総額の範囲内で監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって 決定しております。
 - 6. 報酬額合計欄の [] 外書表示は、社外役員全体の報酬等の合計額であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、その額を超える部分については免責されることとしております。

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況等

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係及び主な活動状況
社外監査役	土屋重義	同氏は亜細亜大学法学部教授であり、同大学と当社の間に利害関係はありません。また、雄健工業株式会社の社外監査役に就任しており、同社と当社の間に利害関係はありません。 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
		当事業年度開催の取締役会には、14 回全てに出席し、主に税理士としての 専門的見地から、当社の会計分野に関する事項について疑問点等を明らかに するため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15 回全てに出席し、監査結果に ついての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	白石康広	同氏は白石綜合法律事務所の代表パートナーであり、同法律事務所と当社の間に利害関係はありません。また、日立キャピタル債権回収株式会社の取締役に就任しており、同社と当社の間に利害関係はありません。 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
		当事業年度開催の取締役会には、14 回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、15 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会を重要な業務執行について議論し実質的かつ具体的な決定をも行う機関と位置づけ、必要があれば、臨機応変に会合を開催し実質的な議論を行っておりますので、社外取締役に社内取締役と同等の役割を求めるのは過度な負担となり、無理に社外取締役を導入すると取締役会の機能を低下させるおそれがあるという考え方に基づき、当事業年度末日において社外取締役を設置しておりませんでした。なお、取締役の業務執行の監督については、監査役が毎月の定例取締役会に出席し、報告事項や決議事項の審議内容について、議長より都度監査役に対し、意見や質問を求める体制にて監査することに加え、取締役会議事録は、捺印手続きとして各役員へ回付する前に顧問弁護士へ回付し、業務執行状況に対する評価がなされた後、各役員へ回付とする手続きとしております。また、当社顧問税理士とも連絡を密に取り、適宜助言及び指導等を受けております。

このように社外取締役に求められる経営者の「監督」に近い役割については機能していると判断しておりますが、当社の事業環境の変化を踏まえ、株主の皆様から一層信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくために、グローバルな企業経営に関する豊富な経験を有し、十分な独立性を備えた方を外部より招聘することを予てより検討し、人選に努めてまいりました。その結果、今般適任者を得ることができましたので、2019年6月22日開催予定の第48期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

Ⅳ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000 千円

(注)上記金額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分していないため、これらの合計額で 記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画に おける監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性 を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるNIC Autotec (Thailand) Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額 としております。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月11日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり一部改正し、決議いたしました。なお、当社は、会社法第2条第6号に規定する大会社には該当しないため同法第362条第5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築の重要性に鑑み、決議を行ったものであり、その内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理規程及びコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役、執行役員及び社員(以下、「役員・社員」という。)が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組む等、内部統制システムの充実に努める。
- ② 当社は、取締役会規程、経営会議規程、執行役員規程、職務権限規程、決裁基準要領等を定め、法令 及び定款に則った経営を行う。
- ③ 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定する。
- ④ 当社は、独立役員を選任し、一般株主の利益の保護を図るとともに、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。
- ⑤ 当社の代表取締役会長直轄の内部監査チームは、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款 及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、取締役会及び監査役会へ、その結果を 報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・社員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司に報告するとともに、暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、その対処にあたる。
- ⑦ 当社の役員・社員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司に報告するとともに、暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、その対処にあたる。
- ⑧ 当社の役員・社員が法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、社員が直接通報できる内部通報制度にて当社顧問弁護士を通報窓口として内部監査チームへ速やかに報告が上がる体制を整備する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び取締役会規程の定めるところに従い、取締役の職務の執行・意思決定に係る取締役会議事録及び経営会議議事録を作成し、適切に保管・管理する。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは稟議書、申請書等の書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ③ これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- ④ 取締役会、経営会議その他重要な会議の議事録、決裁及び申請書類並びに契約書類については、それぞ れ法令又は社内規程に定める期間保存する。
- ⑤ 「情報セキュリティ基本方針」に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用 を防止する。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「リスク管理規程」に基づき行動する。また、損失の危険が発生・発見された場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置する等、被害の回避及び被害拡大防止に努める。
- ② 全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、各部門長を管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等、具体的対策を講じる。
- ③ 全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、 リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講ずる。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務執行の監督を行う。また、 監査役会を構成する監査役は、取締役の職務執行を監査する。なお、取締役の任期は、職務執行上の責任 を明確にするため1年と定めている。
- ② 効率的で機能的な経営を行うため、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び社員に権限を委譲する。
- ③ 事業戦略などの会社の重要事項について、また会社の日常的な業務執行に関する事項については、取締役、執行役員及び会長又は社長が指名するグループ長等によって構成される経営会議で審議し議論する。
- ④ クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、取締役、執行役員、グループ長等によって構成されるグループ長会議を開催し、会社が取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。
- ⑤ 社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い職務権限基準 を整備する。
- ⑥ 中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し共有することにより、 効率的かつ効果的な業務執行を行う。
- 5. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者 その他これらの者に相当する者 (7.及び 8.において「取締役等」という。)の職務の遂行に係る事項の当 該株式会社への報告に関する体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する取締役会や経営会議で、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社子会社に対し報告を義務づける。

6. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が定めるリスク管理規程及び経営危機管理規程に準拠した基準を当社子会社においても構築し、当社のリスク管理責任者がリスクカテゴリごとの責任者となり、当社及び当社子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。

7. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとに当社及び当社子会社共通の 重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、当社が定める業務分掌規程、職務権限規程、重要事項決定権限、決裁基準、その他組織に関する基準を、当社子会社にもこれに準拠した体制を構築する。

8. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が定める倫理規程及びコンプライアンス規程を当社子会社にも適用し、子会社の役員・社員に対しても周知徹底を図ると共に、当社と同様な体制を構築する。
- ② 当社は、当社子会社の役員・社員に対し、年1回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンスの意識の醸成を図る。
- ③ 当社子会社の役員・社員が当社の顧問弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

9. その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 適正かつ効率的で統一的なグループ経営が図られるよう、当社と当社子会社について横断的に協議できるマネジメントコミッティを設置する。
- ② マネジメントコミッティを通じて、当社子会社に対し情報発信を行うとともに、当社の経営方針を共有し、当社及び当社子会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
- ③ 当社子会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定する。
- ④ 当社の内部監査チームは、当社子会社の業務執行及び法令・定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的として、子会社の監査を実施する。
- ⑤ 当社の監査役は、当社子会社の監査の実効性を確保するため、定期的に当社の内部監査チーム及び子会社の取締役と情報及び意見の交換を行う。

10. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、当社社員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と協議の上、その意見を十分考慮して検討する。

11. 監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役会設置会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき社員の人選、異動、処遇の変更については、あらかじめ監査役会の同意を 得るものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき社員は、他部署の業務を兼務させず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

12. 当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制、その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役及び社員は報告を実施する。
- ② 役員・社員は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、前述の報告及び情報提供として主なものは、次のとおりとする。
 - A) 会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見したとき
 - B) 役員・社員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またこれらの行為をするおそれがあると 考えられる場合にはその旨
 - C) 社内通報制度による通報状況及び内容

- ③ 役員・社員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に適切な報告を行う。
- ④ 内部監査チームは、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役は随時その担当する業務の執行 状況の報告を行う。
- 13. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- ① 当社子会社の役員・社員は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に 適切な報告を行う。
- ② 当社子会社の役員・社員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- ③ 当社と同様に、当社の顧問弁護士へ直接通報できるコンプライアンス・ホットラインによって通報された当社子会社の内部通報の状況は、当社の内部監査チームへ適宜報告され、定期的に当社監査役に対して報告を行う。
- 14. 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員・社員に周知徹底を行う。
- ② 当社子会社における内部通報制度として、当社及び当社子会社の役員・社員が当社の監査役へ直接通報を行うこともできることを定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを明記する。
- 15. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である管理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合は、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- 16. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化する。監査役は定期的に監査役会を開催し、 監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。
- ② 代表取締役会長及びその他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努める。
- ③ 内部監査チーム又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と内部監査チーム又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行い、連携を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

当社は、取締役会の中で、法令・社内規程等の遵守状況を確認した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しを図っております。また「リスク管理規程」に基づき、経営会議や部長・副部長会議等で、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めております。

当社の取締役会は、取締役5名と監査役3名(内2名は社外監査役)が出席した上で開催し、取締役の職務 執行を監督しております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の 下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しております。

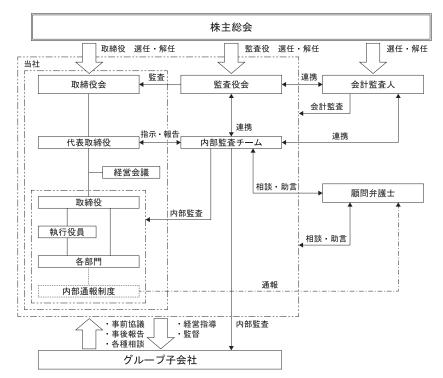
子会社につきましては、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

内部監査チームは、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会閉会後に開催される監査役会に加え、適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会において、議長である代表取締役は、必要に応じて各監査役に対し意見を求めることとしており、各監査役は適宜意見を述べております。また、取締役・執行役員その他使用人との対話として業務聴取を行い、内部監査チーム・会計監査人と連携して取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しております。

常勤監査役は、決裁済の全稟議書を閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等、重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制(概要)は次のとおりです。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、 特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の収益力向上を図るために継続的な研究、開発投資を行いながらも内部留保の確保を図りつつ、「株主に対する利益還元」を重要な経営課題の一つとして捉え、経営成績やキャッシュ・フローの状況などを勘案し、株主の皆様にご理解していただけるよう安定的及び継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は年2回(「中間」及び「期末」)又は年1回(期末)の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、当社定款において、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定めております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく設備投資や研究開発活動 に充当する予定であり、資金を有効に活用して企業価値向上を図っていく方針であります。

これらの方針に基づき、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回実施する方針にて、中間配当として1株あたり普通配当19円を実施いたしました。また、2019年5月10日に開催されました取締役会では、1株あたり普通配当20円とすることが決議されました。これによって、当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同じ39円とさせていただきました。

なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき、事業の発展に努めてまいります。

(5) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは、反社会的勢力等排除に向けた社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、反社会的な個人または集団による民事介入暴力関係者から不当に金銭その他の経済的利益の不当要求に対しても、会社規程により毅然とした対応を行える体制を整備しております。

当社では、富山県企業防衛対策協議会、富山県暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折りにふれ指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

⁽注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

^{2.} 売上高の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
資 産 の i	邹	負 債 の	部
流動資産	5, 355, 137	流動負債	2, 523, 728
現金及び預金	617, 831	支払手形及び買掛金	827, 808
受取手形及び売掛金	1, 470, 617	電子記録債務	940, 552
電子記録債権	1, 961, 295	リース 債務	24, 160
商品及び製品	360, 593	未 払 法 人 税 等	109, 069
仕 掛 品	469, 044	賞 与 引 当 金	83, 267
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	433, 041	製品保証引当金	4, 799
そ の 他	42, 713	1年内返済予定長期借入金	76, 000
固 定 資 産	2, 847, 978	そ の 他	458, 071
有 形 固 定 資 産	2, 456, 025	固定負債	847, 890
建物及び構築物	1, 313, 946	長期借入金	570,000
機械装置及び運搬具	105, 163	リース 債務	71, 690
土 地	731, 614	退職給付に係る負債	204, 624
リ ー ス 資 産	63, 936	資 産 除 去 債 務	1, 575
建設仮勘定	161, 658	負 債 合 計	3, 371, 619
そ の 他	79, 706	純 資 産 の	部
無 形 固 定 資 産	53, 138	株 主 資 本	4, 757, 703
ソ フ ト ウ エ ア	25, 652	資 本 金	156, 100
リ ー ス 資 産	25, 539	資本剰余金	145, 608
そ の 他	1, 947	利 益 剰 余 金	4, 490, 730
投資その他の資産	338, 814	自 己 株 式	△ 34, 735
投 資 有 価 証 券	238, 701	その他の包括利益累計額	73, 534
出 資 金	4, 370	その他有価証券評価差額金	55, 574
繰 延 税 金 資 産	67, 951	為替換算調整勘定	17, 959
そ の 他	27, 906	非 支 配 株 主 持 分	259
貸 倒 引 当 金	△ 115	純 資 産 合 計	4, 831, 497
資 産 合 計	8, 203, 116	負債及び純資産合計	8, 203, 116

連結損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

		科			目			金	額
								亚	
売		上			高				8, 715, 190
売		上	原		価				6, 727, 835
	売	上	総	利	益				1, 987, 354
販	売 費	及び	一 般	管	理 費				1, 249, 116
	営	業		利	益				738, 238
営	業	外	収		益				
	受	取		配	= 7	¥	金	5, 747	
	仕		入		割		引	5, 283	
	保	険	解	約	返	戻	金	5, 815	
	そ			\mathcal{O}			他	2, 104	18, 951
営	業	外	費		用				
	支		払		利		息	6, 776	
	固	定	資	産	売	却	損	1,728	
	固	定	資	産	除	却	損	1, 221	
	為		替		差		損	619	
	そ			\mathcal{O}			他	132	10, 478
	経		常		利		益		746, 710
特	5	別	利		益				
	補	助		金	1	又	入	47, 978	47, 978
特	5	別	損		失				
	減		損		損		失	24, 533	24, 533
	税	金等	調整	前	当 期	純和	山 益		770, 155
	法	人税、	住 月	民 移	え及び	事業	 税	261, 322	
	法	人	税	等	調	整	額	16, 614	277, 936
	当	期		純	禾	ij.	益		492, 218
	非支	配 株 主	ミに帰	属	する当	期純	利 益		△ 153
		€ 社 株 主							492, 371

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	156, 100	145, 608	4, 227, 201	△ 34, 723	4, 494, 186
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 228,842		△ 228,842
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			492, 371		492, 371
自己株式の取得				△ 11	△ 11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	263, 528	△ 11	263, 517
当 期 末 残 高	156, 100	145, 608	4, 490, 730	△ 34, 735	4, 757, 703

	そ	の他の包括利益累計			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	120, 618	16, 618	137, 237	410	4, 631, 834
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 228,842
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					492, 371
自己株式の取得					△ 11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 65, 044	1, 340	△ 63, 703	△ 151	△ 63,854
連結会計年度中の変動額合計	△ 65,044	1, 340	△ 63, 703	△ 151	199, 662
当 期 末 残 高	55, 574	17, 959	73, 534	259	4, 831, 497

<連結注記表>

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

- 3. 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの………… 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・原材料・貯蔵品…… 総平均法

製品・仕掛品

・アルファフレーム部門……… 総平均法

装置部門……… 個別法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

親会社 (エヌアイシ・オートテック株式会社) ・・・・定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法

連結子会社 (NIC Autotec (Thailand) Co., Ltd.) ・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(10年~41年)、構築物(10年~30年)

機械及び装置(5年~12年)、工具器具及び備品(4年~10年)

② 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結

会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 製品保証引当金……… 製品の保証期間中のアフターサービス費用の支出に備えるため、

過去の支出実績に基づき今後の支出見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職 給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

装置品製作請負に係る収益の計上において、進捗部分について成果の確実性が認められ、かつ製造原価 総額について信頼性をもって見積ることが可能な装置品製作については工事進行基準(工事の進捗率の見積 りは原価比例法)を、その他の装置品製作については検収基準を適用しております。

③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び 費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主 持分に含めております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計 年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,853,555千円

2. 国庫補助金等による固定資産の圧縮額

建物及び構築物 985千円

機械装置及び運搬具 8,072千円

3. 記載金額は千円未満を切り捨てて、表示しております。

【連結損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて、表示しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

5,500,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2018年5月7日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。

① 配当金の総額

125,318千円

② 1株当たり配当額

23円

③ 基準日

2018年3月31日

④ 効力発生日

2018年6月25日

2018年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。

① 配当金の総額

103,523千円

② 1株当たり配当額

19円

③ 基準日

2018年9月30日

④ 効力発生日

2018年12月3日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。

① 配当金の総額

② 配当金の原資

③ 1株当たり配当額

④ 基準目

⑤ 効力発生日

108,972 千円

利益剰余金

20 円

2019年3月31日

2019年6月24日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、短期的な調達については原則として 手形割引及び当座借越を利用する方針であります。また、長期的な調達については、安定した資金計画に基づ き、銀行借入を利用する方針であります。

受取手形、売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って低減を図っており ます。また投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式であり、上場株式については市場価格の変動リスク に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その所有の妥当性について検討しており ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次表のとおりであ ります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券については、次表には含めており ません。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	617,831千円	617,831千円	一 千円
② 受取手形及び売掛金	1,470,617千円	1,470,617千円	一 千円
③ 電子記録債権	1,961,295千円	1,961,295千円	一 千円
④ 投資有価証券	233,401千円	233,401千円	一 千円
⑤ 支払手形及び買掛金	(827,808千円)	(827,808千円)	一 千円
⑥ 電子記録債務	(940,552千円)	(940,552千円)	一 千円
⑦ 長期借入金 (1年以内返済分を含む)	(646,000千円)	(647, 321千円)	1,321千円

(*) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法及び有価証券に関する事項

- ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。
- ④ 投資有価証券
 - これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券(非上場株式)の連結貸借対照表計上額 は5,300千円であります。

- ⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 電子記録債務
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。
- ⑦ 長期借入金(1年以内返済分を含む)

これらの時価については、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り 引いた現在価値により算定しています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内
① 現金及び預金	614,810千円
② 受取手形及び売掛金	1,470,617千円
③ 電子記録債権	1,961,295千円
合計	4,046,723千円

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額

886 円 73 銭

1株当たり当期純利益

90円36銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

【その他注記】

(期末日満期手形)

期末日満期手形及び電子記録債権・債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権・債務 が、期末残高に含まれております。

受取手形 電子記録債権 支払手形 22, 186 千円 50, 676 千円

44,526 千円 131,710 千円

(退職給付会計関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

電子記録債務

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高退職給付費用

193,927 千円

退職給付の支払額

30, 265 千円

制度への拠出額

△8,754 千円 △10,813 千円

退職給付に係る負債の期末残高

204, 624 千円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る 資産の調整表

積立型制度の退職給付債務 年金資産

280, 159 千円 △75, 534 千円

貸借対照表に計上された資産と負債の純額

204,624 千円

スロバ MX - FT ユ こ (**) - 5人 人

204,624 千円

退職給付に係る負債 貸借対照表に計上された資産と負債の純額 204,624 千円 204,624 千円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

30,265 千円

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産 の	部		部
流動資産	5, 265, 104	流動負債	2, 507, 723
現金及び預	金 600,659	支 払 手 形	375, 779
受 取 手	形 238, 204	買 掛 金	440, 079
売掛	金 1,225,533	電子記録債務	940, 552
電子記録債	権 1,961,295	リース債務	24, 160
商品及び製	品 360,593	未 払 金	247, 290
仕 掛	品 468,753	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	42, 825 109, 069
原 材 料 及 び 貯 蔵	品 393,413	前安金	416
前払費	用 9,399	預り金	19, 371
その	他 7,252	賞 与 引 当 金	83, 267
固定資産	2, 918, 781	製品保証引当金	4, 799
有 形 固 定 資 産	2, 456, 025	1 年内返済予定長期借入金	76, 000
建	物 1,271,447	そ の 他	144, 111
構築	物 42,498	固定負債	847, 890
機械及び装	置 93,073	長期借入金	570, 000
車 両 運 搬	具 12,089	リース債務	71, 690
工具器具及び備	品 79,706	退職給付引当金 資産除去債務	204, 624
土	地 731,614		1, 575 3, 355, 613
リ ー ス 資	産 63,936	負 債 合 計	
建 設 仮 勘	定 161,658		部
無 形 固 定 資 産	53, 138	株 主 資 本	4, 772, 697
ソ フ ト ウ エ	ア 25,652	資 本 金	156, 100
リ ー ス 資	産 25,539	資本剰余金	146, 100
その	他 1,947	資本準備金 利益剰余金	146, 100 4 , 505 , 232
投資その他の資産	409, 617	利益業備金	8, 750
投 資 有 価 証	券 238,701	別途積立金	1, 430, 000
関係 会社 株	式 0	固定資産圧縮積立金	31, 380
出資	金 4,370	繰越利益剰余金	3, 035, 102
関係会社長期貸付	金 80,270	自 己 株 式	△ 34, 735
繰 延 税 金 資	產 66,062	評価・換算差額等	55, 574
その	他 20,328	その他有価証券評価差額金	55, 574
貸 倒 引 当	金 △ 115	純 資 産 合 計	4, 828, 272
資 産 合 計	8, 183, 886	負債及び純資産合計	8, 183, 886

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

		科			目			金	額
売		Т	=		高				8, 683, 344
売		上	原	Ī	価				6, 676, 575
	売	上	総	利	益				2, 006, 768
販	売 費	及び	一 般	管 :	理 費				1, 201, 866
	営	業		利	益				804, 902
営	業	外	Ц	又	益				
	受		取		利		息	794	
	受	取		配	当		金	5, 747	
	仕		入		割		引	5, 283	
	保	険	解	約	返	戻	金	5, 815	
	そ			\mathcal{O}			他	1, 578	19, 219
営	業	外	費	; F	用				
	支		払		利		息	6, 776	
	為		替		差		損	1,866	
	固	定	資	産	除	却	損	1, 221	
	固	定	資	産	売	却	損	1, 866	
	そ			の			他	132	11, 863
	経		常		利		益		812, 257
特		別	利	Ä	益				
	補	助	ı	金	収		入	47, 978	47, 978
特		別	損	4	失				
	関	係 会	社	株	式 評	価	損	114, 827	114, 827
	税	引	前	当 其	月 純	利	益		745, 408
	法	人税、	住	民 税	及び	事 業	税	261, 322	
	法	人	税	等	調	整	額	15, 491	276, 814
	当	期		純	利		益		468, 594

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

				(十匹:111)
	株	主	資	本
	資 本 金	資	本 🦸	剰 余 金
	頁 平 並	資 本	準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	156, 100		146, 100	146, 100
当事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
固定資産圧縮、積立金の積立				
固定資産圧縮、積立金の取崩				
株主資本以外の項目の				
当期変動額(純額)				
当事業年度中の変動額合計				_
当 期 末 残 高	156, 100		146, 100	146, 100

		株	主	本		
		利益剰余金				
	利益準備金		その他利	益剰余金		
	机盆华佣金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	8, 750	1, 430, 000	_	2, 826, 730	4, 265, 480	
当事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				△228, 842	△228, 842	
当 期 純 利 益				468, 594	468, 594	
自己株式の取得						
固定資産圧縮、積立金の積立			32, 451	△32, 451		
固定資産圧縮、積立金の取崩			△1,070	1, 070		
株主資本以外の項目の						
当 期 変 動 額(純 額)						
当事業年度中の変動額合計	_	_	31, 380	208, 372	239, 752	
当 期 末 残 高	8, 750	1, 430, 000	31, 380	3, 035, 102	4, 505, 232	

	株主資本		評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△34, 723	4, 532, 957	120, 618	120, 618	4, 653, 576
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△228, 842			△228, 842
当 期 純 利 益		468, 594			468, 594
自己株式の取得	△11	△11			△11
固定資産圧縮、積立金の積立					
固定資産圧縮、積立金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△65, 044	△65, 044	△65, 044
当事業年度中の変動額合計	△11	239, 740	△65, 044	△65, 044	174, 696
当 期 末 残 高	△34, 735	4, 772, 697	55, 574	55, 574	4, 828, 272

<個別注記表>

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券
 - 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ① 商品・原材料・貯蔵品………… 総平均法
- ② 製品・仕掛品
 - ・アルファフレーム部門…… 総平均法 装置部門………………………………………………………………… 個別法
- 2. 固定資産の減価償却方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した 建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(10年~41年)、構築物(10年~30年)

機械及び装置(10年~12年)、工具器具及び備品(4年~10年)

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収

可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業

年度に負担すべき金額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

> なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る 期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を 適用しております。

製品の保証期間中のアフターサービス費用の支出に備えるため、 過去の支出実績に基づき今後の支出見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

装置品製作請負に係る収益の計上において、進捗部分について成果の確実性が認められ、かつ製造原価総額について信頼性をもって見積ることが可能な装置品製作については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の装置品製作については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

【表示方法の変更】

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する事項】

1.	有形固定資産の減価償却累計額		1,821,719千円
2.	関係会社に対する短期金銭債権		3,136千円
3.	国庫補助金等による固定資産の圧縮額	建物	985千円
		機械及び装置	8,072千円

4. 記載金額は千円未満を切り捨てて、表示しております。

【損益計算書に関する事項】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 仕入高 営業取引以外の取引による取引高 15,501千円 44,303千円

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて、表示しております。

【株主資本等変動計算書に関する事項】

1. 当事業年度の末日における自己株式の数 51,381株

【税効果会計に関する事項】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	25, 354千円
未払事業税	6,663千円
棚卸資産評価損	8,266千円
退職給付引当金	62, 308千円
関係会社株式評価損	65,886千円
その他	5,707千円
繰延税金資産 小計	174, 186千円
評価性引当額	△70,053千円
繰延税金資産 合計	104, 132千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△13,738千円
その他有価証券評価差額金	△24,331千円
繰延税金負債 合計	△38,070千円
繰延税金資産の純額	66,062千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 0.1\%$
留保金課税	0.1%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額	4.6%
その他	$\triangle 0.1\%$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.1%

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位:千円)

種類	会社名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.	所有直接 99.857%		貸付の実施 利息の受取		関係会社長期貸付金 その他流動資産	80, 270 734

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注2) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

【1株当たり情報関係】

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益

886円14銭

86円00銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

エヌアイシ・オートテック株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 芝田雅也 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、エヌアイシ・オートテック株式会社の 2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価 に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結 計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針 及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を 検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌアイシ・オートテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

エヌアイシ・オートテック株式会社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ

指定有限責任社員公認会計士 芝 田 雅扣 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士業務執行社員 藤貴

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、エヌアイシ・オートテック株式会社の 2018 年4月1日から2019年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその 附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書 に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準 に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がない かどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めて

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要 な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表 明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立 案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査 には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体と しての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上 以

監査報告書

当監査役会は、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの第 48 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項及び 第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を 受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条各号に掲げる「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(2005 年 10 月 28 日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

(続く)

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

エヌアイシ・オートテック株式会社 監査役会

常勤監査役 藤島 敏夫 印

社外監査役 土屋 重義 印

社外監査役 白石 康広 印

以 上

〈メモ欄〉		

株主総会会場 ご案内略図

会場 エヌアイシ・オートテック株式会社 立山工場 富山県中新川郡立山町塚越字鍋田398番地176

電話 076-463-5578

◆交通アクセス

- 北陸自動車道 富山 I C出口から約25分
- 北陸自動車道 立山 I C出口から約15分
- 北陸自動車道 流杉PAスマートIC(ETC限定)出口から約15分
- JR富山駅から車で約20分
- 富山空港から車で約30分
- 富山地方鉄道(「電鉄富山駅」から12分)で「越中三郷駅」下車、 徒歩10分

